新工事成績評定の概要

1. 工事成績評定対象工事

・請負代金額 130万円超える建設工事。 (但し、成績評定点は500万円超える建設工事。)

2. 工事成績評定者

- ・従来の評定者である監督員、検査員に、新たに総括監督員を追加しました。
 - (1) 監督員:工事担当職員
 - (2) 総括監督員:主管課長が指定する職務級4級以上の職員
 - (3) 検 査 員:工事検査課職員及び指定検査員

3. 評定方法

- ・評定については、原則として「埼玉県土木工事成績評定要領」および「埼 玉県建築工事成績評定要領」を準用し、八潮市独自の考査項目も取入れた 評定となっています。
 - (1) 評定については、土木、建築、解体工事の3種類
 - (2) 評定者別考査項目は下表のとおり

考查項目	細別	土木			建築			解体		
		監	総	検	監	総	検	監	総	検
1 施工体制	I施工体制一般	\bigcirc			\bigcirc			\bigcirc		
	Ⅱ配置技術者	\bigcirc			\bigcirc			\bigcirc		
2施工状況	I 施工管理	\bigcirc		\bigcirc	\bigcirc		\bigcirc	\bigcirc		\bigcirc
	Ⅱ工程管理	\bigcirc	\bigcirc		\bigcirc	\bigcirc		\bigcirc	\bigcirc	
	Ⅲ安全対策	\bigcirc	\bigcirc		\bigcirc	\bigcirc		\bigcirc	\bigcirc	
	IV対外関係	\bigcirc			\bigcirc			\bigcirc		
3 出来形及び		\bigcirc		\bigcirc	\bigcirc		\bigcirc	\bigcirc		\bigcirc
出来ばえ	Ⅱ品質	\bigcirc		\bigcirc	\bigcirc		\bigcirc	\bigcirc		\bigcirc
	Ⅲ出来ばえ			\bigcirc			\bigcirc			\bigcirc
4工事特性	I施工条件等への対応	\bigcirc				\bigcirc			\bigcirc	
5 創意工夫	I 創意工夫	\bigcirc								
6 社会性等	I地域への貢献		\bigcirc			\bigcirc				
7法令遵守等			\bigcirc			\bigcirc			\bigcirc	

※監:監督員、総:総括監督員、検:検査員

(3) 考査項目別運用表での評定

各評定者は、評定者ごとの考査項目別運用表に基づき評定します。 この運用表で評価されたランクを工事成績報告書へ記入し、評定点合 計が対象工事の評定点となります。※1 但し、500万円以下の工 事については、評定点による評定は行わず、工事成績報告書へは各評 定者の所見のみを記入します。 なお、主たる工種が無く評定が困難な場合は、最大3工種に絞って 評定できるものとします。(運用の目安は、全体工事金額に占める工事 金額の割合が50%を超える工種がある場合は、その工種を主たる工種 とします。主たる工種が無い場合は、工事金額上位2工種の合計金額 で全体工事金額の50%を超える場合は、その2工種で、その他の場合 は工事金額上位3工種で評定します。)

※1 工事成績報告書、考査項目別運用表については、別紙(ダウンロード)参照 (4) 工事成績評定点の算出方法

監 督 員 評 定 点=65点±加減点合計 …①

総括監督員評定点=65点±加減点合計 …②

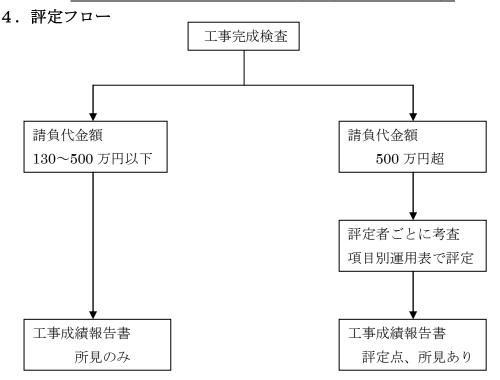
検 査 員 評 定 点=65点±加減点合計 …③

評定点小計=① \times 0.3+② \times 0.2+③ \times 0.5…④ (土木の場合) =① \times 0.4+② \times 0.2+③ \times 0.4…④ (建築、解体 の場合)

 $\cdots (5)$

法令遵守等(総括監督員) = 減点

※ 工事成績評定点=評定点合計=④-⑤ となります。



※ <u>上記評定フローで算出した工事成績報告書を基に、工事受注者へは、</u> <u>工事完成検査結果通知書、または工事完成検査結果及び工事成績評</u> 定結果通知書として通知します。